

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市下笠居土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北辺西南地区）を行うことについて令和8年1月26日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和8年2月10日から同年3月2日まで縦覧に供する。

令和8年2月3日

香川県知事 池 豊 人